



内閣府

令和6年11月20日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

「災害時における車両の移動に関する協定」締結式について

沖縄総合事務局は、一般社団法人日本自動車連盟沖縄支部 沖縄事務所と「災害時における車両の移動に関する協定」締結式を下記のとおり予定しておりますので、お知らせいたします。

記

1. 日 時：令和6年11月27日（水） 14:00～14:30
2. 場 所：沖縄総合事務局2階 災害対策室A、B、C
3. 協定締結機関：内閣府 沖縄総合事務局
一般社団法人日本自動車連盟九州本部
4. 協定名：災害時における車両の移動に関する協定
5. 取材について：取材をご希望される場合は、11月26日（火）12時までに別紙にて事前申し込みをお願いします。
6. その他の：当時は、主催者の指示に従うとともに、進行の妨げにならないようご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 道路管理課

電話：098-861-0031（代表）

道路管理課長 渡久山 雄一（内：4411）道路管理課長補佐 宮城 勇仁（内：4413）

ホームページ：<https://www.ogb.go.jp/kaiken/>

別紙

取材申込書

沖縄総合事務局 開発建設部道路管理課 あて

FAX 098-861-9928

取材を希望される場合は、11月26日（火）12時までに、FAXにて申し込みをお願いします。

担当者連絡先：沖縄総合事務局開発建設部 道路管理課 宮城・伊藝
TEL. 098-866-1915（直通）

「災害時における車両の移動に関する協定」締結式

日 時：令和6年11月27日（水）14:00～14:30

場 所：沖縄総合事務局 災害対策室

（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館2階）

会社名	
連絡先（TEL）	
取材者氏名（代表者）	
取材人数	人
連絡事項	

<留意事項>

- ・当日は、主催者の指示に従うとともに、進行の妨げにならないようご協力をお願いします。

災害時等に支障となる車両の移動に関する協定

【目的】

地震、津波、風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等により、がれき等で道路が閉塞した状況下で、道路を啓開するにあたり、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第76条の6の規定に基づき、支障となった車両移動を、一般社団法人日本自動車連盟が所有する装備の範囲内で実施し、[早期復旧に資することを目的とする](#)。



JAF

【名称】：一般社団法人日本自動車連盟

【設立】：1963年2月

【事務局】：一般社団法人日本自動車連盟 九州本部 沖縄支部

【県内対応規模】：基地拠点12拠点 協力企業10社 沖縄支部職員、協力企業職員計約50名

【調査内容】

沖縄総合事務局災害対策本部より出動の要請を行い、現場へ赴き、緊急輸送道路における道路啓開に支障となる 車両の移動を行う。

【成果】

緊急輸送道路の障害物除去による、[道路啓開の迅速化、人・物資運搬、情報の伝達の円滑化](#)。



令和元年度道路啓開実動訓練での支障車両移動訓練